⑴　助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。
⑵　外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。
　また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。
⑶　助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。
　また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。
⑷　助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。
⑸　事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

6　退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

⑴　退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
⑵　提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。
⑶　業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。

7　心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

⑴　財政状況の検証
　扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。
　なお、国においては少なくとも５年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。
⑵　扶養保険資金の運用
①　基本的考え方
　扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。
　また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。
②　運用におけるリスク管理
　扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。
③　運用に関する基本方針の見直し
　運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。
④　基本ポートフォリオの策定
　基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。
　なお、策定に際しては以下の点に留意すること。
・　扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
・　基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。
　また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。
⑤　扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証
　扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。
⑶　事務処理の適切な実施
　心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

8　福祉保健医療情報サービス事業（ＷＡＭ　ＮＥＴ事業）

ＷＡＭ　ＮＥＴ事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

⑴　基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。
⑵　福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、ＷＡＭ　ＮＥＴの活用を図ること。
⑶　運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。

9　年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。

⑴　業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。
⑵　業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。
　また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。
⑶　年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。

10　承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

⑴　承継年金住宅融資等債権管理回収業務
　承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。